

重要事項説明書

【指定訪問看護・指定介護予防訪問看護・医療】

指定訪問看護の提供に当たり当事業者が利用者に説明する重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	StarQ ケア株式会社
所在地	東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 中村 勝喜
設立年月日	2024 年 7 月 1 日
電話番号	050-2000-5071

2. 事業所の概要

事業所の名称	スターク訪問看護ステーション三鷹
サービスの種類	指定訪問看護 指定介護予防訪問看護 医療保険
事業所の所在地	〒181-0013 東京都三鷹市下連雀三丁目 43 番 26 ローレルコート三鷹 1F
指定年月日	2024 年 11 月 1 日
電話番号	0422-68-5018
FAX 番号	0422-68-5019
事業所番号	1363690148
ステーションコード	7392202
管理者の氏名	清水 由佳
実施地域	三鷹市、武蔵野市、調布市

サテライト事業所の名称	スターク訪問看護ステーション三鷹 調布サテライト
サービスの種類	指定訪問看護 指定介護予防訪問看護 医療保険
事業所の所在地	〒182-0007 東京都調布市菊野台一丁目 52 番地 4 三高家ビル 2F-B
電話番号	042-429-3005
FAX 番号	042-429-3007
事業所番号	1363690148
ステーションコード	7392202
サテライト長の氏名	小林 仁美
実施地域	調布市、三鷹市（中原、新川、北野、大沢）、府中市（本町、多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台、押立町、若松町、清水が丘、小柳町、浅間町、緑町、八幡町、新町、幸町、府中町、宮町、日吉町、矢崎町、是政、宮西町、南町、寿町）、世田谷区（北烏山、給田、南烏山、上祖師谷、粕谷）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、健康保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市区町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者への適切なサービスの提供に努めます。

4. サービス提供の方法

当事業所の看護師・理学療法士等（以下「看護職員等」という）が連携し訪問看護計画書を作成し、その計画書に基づいてサービスを提供します。なお、当事業所が提供するリハビリテーションは看護業務の一環としての位置付けであり、主として理学療法士等が担当する場合は、利用者の状態を適切に評価するため、定期的に看護職員も訪問し情報共有します。

5. 提供するサービスの内容

訪問看護は、主治医からの訪問看護指示書に従い、看護職員等がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。提供する主なサービスは以下のとおりです。

- ・心身の状況や病状の観察と療養生活上の助言及び指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方の看護とご家族への支援
- ・服薬指導
- ・ターミナルケア
- ・介護相談、指導、精神的支援などご家族への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療機器の管理、カテーテル管理、点滴などの輸液管理

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	9：00 ～ 17：00 但し、利用者の希望に応じてサービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

7. 事業所の職員体制

（1）管理者は看護師若しくは保健師 1名

看護職員・保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数

※看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する

- (2) サービス提供する担当者は交代制となり、管理責任者は以下のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、お気軽にお問合せください。

【管理者氏名：清水 由佳 事業所電話：0422-68-5018】

8. 利用料

- (1) サービスを利用した場合のサービス利用料及び利用者負担額は【訪問看護料金表】に記載していますのでご参照ください。
- (2) 支払方法
月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、翌月 27 日に銀行引き落としをします。
- (3) キャンセル料
利用予定日にキャンセルの連絡なく、看護職員等が訪問した場合には、一律 4,500 円を徴収させていただきます。但し、容体の急変等やむを得ない事情がある場合はお申し出ください。その場合、キャンセル料は徴収しません。

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えるような事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医及び市区町村等関係機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えるような事故が発生し、賠償の必要が生じた場合は、その損害を賠償します。
- (3) 万一事故が生じた場合は、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

10. 社会情勢及び天災時の対応

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- (2) 上記状況により、事業者の義務の履行が遅延、若しくは、不能になった場合は、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

11. 虐待防止のための措置

- (1) 虐待防止のための検討委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的に開催し、その結果については従業者に十分に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して定期的に研修を実施します。
- (3) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置き対応します。

12. 身体的拘束等の禁止

- (1) 訪問看護の提供にあたっては、当該利用者また他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の 3 つの要件を満たすことであり、組織としてこれらの要件を確認等の手続きを極めて慎重に行うこととします。やむを得ず身体的拘束等を行うと判断した場合には、その容態・時間、その際の利用者の心身の状況、具体的な内容について記録します。

13. 苦情相談窓口

当事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。

スターク訪問看護ステーション三鷹 相談窓口	
電話番号	0422-68-5018
FAX 番号	0422-68-5019
担当者	清水 由佳
対応時間	9:00 ~ 17:00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

その他公的機関にも申し立てることができます。

相談窓口		電話番号	対応時間(平日)
東京都国民健康保険団体連合会	介護相談指導課	03-6238-0177	9:00 ~ 17:00
東京都福祉保健局	高齢者会対策部介護保険課	03-5320-4597	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:30
三鷹市役所	高齢者支援課	0422-45-1151	8:30 ~ 17:00
武蔵野市役所	高齢者支援課	0422-60-1925	8:30 ~ 17:15
府中市役所	介護保険課	042-364-4111	8:30 ~ 17:00
調布市役所	高齢者支援室	042-481-7321	8:30 ~ 17:15
世田谷区役所	保健福祉課	03-5432-2850	8:30 ~ 17:00

14. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに訪問看護指示書記載の主治医へ連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたっての留意事項は以下のとおりです。

- (1) 看護職員等に金品等の贈り物は固くお断りします。
- (2) 感染症対策に伴い、職員におけるサービス提供中の飲食は禁止しております。
- (3) 疾患や身体的事由等の特別な事情がない場合、職員の担当指名についてはお応えしておりません。
- (4) 職員の受動喫煙を防止するため、サービス提供時間中は、喫煙をお控えください(電子タバコ含む)。
- (5) 大切なペットを守りながら職員が安全にケアを行うため、訪問中はリードを付けていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護をお願いしております。万が一ペットに噛まれる等の怪我が職員に生じた場合は、治療費等をいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- (6) サービス提供の際、看護職員等は以下の業務を行うことはできません。
 - ①各種支払いや年金等の管理
 - ②金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③日常の買い物代行
 - ④ペットのお世話
 - ⑤同居ご家族へのサービス提供

- (7) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなったときは、速やかに担当の介護支援専門員・地域包括支援センター又は当事業所へご連絡ください。
- (8) 利用者が概ね1ヶ月以上、介護保険施設または医療機関へ入所または入院した場合、退所または退院によるサービスの利用再開時には、利用者の状態等考慮し、訪問日時や回数が変更となることがありますので、予めご了承ください。
- (9) サービスの利用には、介護保険証や医療保険証等の確認が必要です。保険種別や氏名・住所等、内容に変更が生じた場合は必ず職員へお知らせください。

16. 事業者から契約を終了する場合

以下の場合、事業者は、サービス提供に係る契約を解除させていただく場合があります。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月分以上滞納し、事業者からの催告にもかかわらず、なおも支払いを行わない場合。但し、事業者は、利用者への催告をしたときは、居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）を作成した居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者と協議し、利用者の居宅サービスの変更等について、必要な調整を行うよう要請するものとします。
- (2) 利用者が次に該当する行為を行うことにより、利用者に対するサービス提供の継続が著しく困難であると判断した場合。
 - ① 看護職員等の心身に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為（暴言・暴力・恐喝・ストーカー行為・ハラスメント等）
 - ② 事業者または事業所の運営に支障を与え、または与えるおそれのある行為（正当な理由のない無断キャンセルの繰り返し、悪質なクレームや誹謗中傷等のSNS投稿等）
 - ③ 事業者による適切な訪問看護サービスの提供を妨げ、または妨げるおそれのある行為（業務に支障が生ずる長時間の拘束、法定外サービスの過剰な要求等）
 - ④ 上記のほか、サービス提供の継続が著しく困難となる事情を生じさせる行為
- (3) 事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合を行う場合。但し、事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

17. 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. その他

- (1) サービス提供において、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るために定期的に研修機会を設け、業務体制を整備します。
- (2) 指定訪問看護の提供に必要な記録や個人情報等は、利用者の契約終了日から5年間保管します。
- (3) この重要事項説明書の作成より前に、利用者と事業者の間で、サービスに関する重要事項説明書を作成している場合、作成済みの重要事項説明書は、この重要事項説明書の作成により破棄されます。

【緊急時訪問看護・緊急時介護予防訪問看護及び24時間訪問看護対応体制について】

スターク訪問看護ステーションでは、利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見をもとめられた場合に、常時対応できる体制にある事業所であり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行っています。
サービスを利用する場合の料金は、別紙の【訪問看護料金表】をご参照ください。

(以下余白)

事業者は利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項と利用料の説明をしました。
その証として本書 2 通を作成し、各々が 1 通を保有します。

年 月 日

事業者（法人）名	StarQ ケア株式会社
代表者職・氏名	代表取締役 中村 勝喜
事業所	スターク訪問看護ステーション三鷹
サテライト	スターク訪問看護ステーション調布サテライト
管理者	清水 由佳

説明者氏名 _____

- ☐ 事業者より重要事項と利用料の説明を受け同意し、重要事項説明書の交付を受けました。
☐ 緊急時訪問・24 時間対応体制を利用することに同意し、緊急連絡先の交付を受けました。

〈利用者〉
氏名 _____

〈家族または代理人〉
氏名 _____ (続柄) _____

訪問看護料金表（介護保険）

1 単位：11.05 円（三鷹市 3 級地）

職種・区分		サービス内容略称	訪問看護 単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
訪問 看護 費	20分未満	訪問看護Ⅰ 1	314	347 円	694 円	1,041 円
	30分未満	訪問看護Ⅰ 2	471	521 円	1,041 円	1,562 円
	30分以上60分未満	訪問看護Ⅰ 3	823	910 円	1,819 円	2,729 円
	60分以上1時間30分未満	訪問看護Ⅰ 4	1,128	1,247 円	2,493 円	3,740 円
	理学療法士	(A)1 回あたり 20 分	294	325 円	650 円	975 円
	作業療法士	(B)1 回あたり 40 分	588	650 円	1,300 円	1,950 円
	言語聴覚士	(C)1 回あたり 60 分	795	879 円	1,757 円	2,636 円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (1月につき)		2,961	3,272 円	6,544 円	9,816 円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (1日につき)		97	108 円	215 円	322 円
	※ 准看護師による指定訪問看護を行う場合、1 回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する ※ 1 日に3 回以上訪問看護 (C)(を行う場合 (C))、1 回につき所定単位数に 90/100 を乗じた単位数で算定する ※ 早朝（6 時～8 時）・夜間（1 8 時～2 2 時）は 2 5 % 増 深夜（2 2 時～翌 6 時）は 5 0 % 但し、緊急訪問の場合は月の 2 回目以降加算される ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用し、要介護 5 の場合は所定単位数に 8 0 0 単位を加算する					
加 算	初回加算	(Ⅰ)	350	387 円	774 円	1,161 円
		(Ⅱ)	300	332 円	663 円	995 円
	退院時共同指導加算		600	663 円	1,326 円	1,989 円
	緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) (月 1 回)		574	635 円	1,269 円	1,903 円
	長時間訪問看護加算 (1 回につき)		300	332 円	663 円	995 円
	専門管理加算 (1 月につき)		250	277 円	553 円	829 円
	看護・介護職員連携強化加算 (1 月につき)		250	277 円	553 円	829 円
	口腔連携強化加算 (1 回につき)		50	56 円	111 円	166 円
	ターミナルケア加算 (予防除く)		2,500	2,763 円	5,525 円	8,288 円
	特別管理加算 (月 1 回)	特別管理加算(Ⅰ)	500	553 円	1,105 円	1,658 円
		特別管理加算(Ⅱ)	250	277 円	553 円	829 円
	複数名訪問加算 (1 回につき)	30分未満	254	281 円	562 円	842 円
		30分以上	402	445 円	889 円	1,333 円
	複数名訪問加算 (Ⅱ) (1 回につき)	30分未満	201	223 円	445 円	667 円
		30分以上	317	351 円	701 円	1,051 円
	サービス提供体制加算Ⅱ (1回につき)		3	4 円	7 円	10 円
	介護職員等処遇改善加算	介護報酬総単位数 ×	1.8%			

その他の費用	・永眠時の処置代は 2 0 , 0 0 0 円となります（材料費含む） ・衛生材料費等は実費とさせていただきます ・事前にキャンセルの連絡がない場合は、キャンセル料 4 , 5 0 0 円をいただきます ・9 0 分を超える訪問看護場合は、3 0 分毎 3 , 5 0 0 円をいただきます
通常のサービス提供 を超える費用	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合などは、介護保険枠外のサービスとなり全額自己負担となります

◆訪問看護 ご利用料金目安 (1割負担の場合)

	訪 問 看 護 (単位: 円)		
	30分未満	60分未満	90分未満
月1回	521	910	1,247
月2回	1,041	1,819	2,493
月3回	1,562	2,729	3,740
月4回	2,082	3,638	4,986
月5回	2,603	4,547	6,233

◆訪問リハビリ ご利用料金目安 (1割負担の場合)

	訪 問 リ ハ ビ リ (単位: 円)		
	20分	40分	60分
月1回	325	650	879
月2回	650	1,300	1,757
月3回	975	1,950	2,636
月4回	1,300	2,599	3,514
月5回	1,625	3,249	4,393

介護保険の利用者負担額について

総単位数に地域単価 (三鷹市 3級地) を掛けた額が総費用額となります。
 法定代理受理の場合は上記金額の1割、2割又は3割。
 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

◆加 算 (1割負担の場合)

初回加算(Ⅰ)	387 円
初回加算(Ⅱ)	332 円
退院時共同指導加算	663 円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	635 円
特別管理加算Ⅰ	553 円
特別管理加算Ⅱ	277 円

- ★訪問看護は主治医の指示のもとに行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6ヵ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。
- ★急性増悪等で、頻回な訪問看護を行う必要がある場合は、医師の指示により特別訪問看護指示書(医療保険)に切り替わる場合があります。

予防訪問看護料金表（介護保険）

1 単位：11.05 円（三鷹市 3 級地）

職種・区分		サービス内容略称	訪問看護 単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
訪問 看護 費	2 0 分未満	予防訪問看護Ⅰ 1	303	335 円	670 円	1,005 円
	3 0 分未満	予防訪問看護Ⅰ 2	451	499 円	997 円	1,495 円
	3 0 分以上 6 0 分未満	予防訪問看護Ⅰ 3	794	878 円	1,755 円	2,632 円
	6 0 分以上 1 時間 3 0 分未満	予防訪問看護Ⅰ 4	1,090	1,205 円	2,409 円	3,614 円
	理学療法士	(A)1 回あたり 20 分	284	314 円	628 円	942 円
	作業療法士	(B)1 回あたり 40 分	568	628 円	1,256 円	1,883 円
	言語聴覚士	(C)1 回あたり 60 分	426	471 円	942 円	1,413 円
※ 准看護師による指定訪問看護を行う場合、1 回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する ※ 1 日に 3 回以上の訪問看護を行う場合、1 回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する ※ 開始日から 1 2 月を超えて予防訪問看護を行う場合（A）（B）（C）、5 単位減算した単位数で算定する ※ 早朝（6 時～8 時）・夜間（1 8 時～2 2 時）は 2 5 % 増 深夜（2 2 時～翌 6 時）は 5 0 % 増 但し、緊急訪問の場合は月の 2 回目以降加算される						
加 算	初回加算	(Ⅰ)	350	387 円	774 円	1,161 円
	初回加算	(Ⅱ)	300	332 円	663 円	995 円
	退院時共同指導加算		600	663 円	1,326 円	1,989 円
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（月 1 回）		574	635 円	1,269 円	1,903 円
	長時間訪問看護加算（1 回につき）		300	332 円	663 円	995 円
	専門管理加算（1 月につき）		250	277 円	553 円	829 円
	口腔連携強化加算（1 月につき）		50	56 円	111 円	166 円
	特別管理加算（月 1 回）	特別管理加算(Ⅰ)	500	553 円	1,105 円	1,658 円
		特別管理加算(Ⅱ)	250	277 円	553 円	829 円
	複数名訪問加算（Ⅰ） （1 回につき）	3 0 分未満	254	281 円	562 円	842 円
		3 0 分以上	402	445 円	889 円	1,333 円
	複数名訪問加算（Ⅱ） （1 回につき）	3 0 分未満	201	223 円	445 円	667 円
		3 0 分以上	317	351 円	701 円	1,051 円
	サービス提供体制加算Ⅱ（1 回につき）		3	4 円	7 円	10 円
	介護職員等処遇改善加算	介護報酬総単位数 ×	1.8%			

その他の費用	・永眠時の処置代は 2 0,0 0 0 円となります（材料費含む） ・衛生材料費等は実費とさせていただきます ・事前にキャンセルの連絡がない場合は、キャンセル料 4,5 0 0 円をいただきます ・9 0 分を超える訪問看護場合は、3 0 分毎 3,5 0 0 円をいただきます
通常のサービス提供を超える費用	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合などは、介護保険枠外のサービスとなり全額自己負担となります

◆訪問看護 ご利用料金目安

(1割負担の場合)

単位：円

	予 防 訪 問 看 護		
	30分未満	60分未満	90分未満
月1回	499	878	1,205
月2回	997	1,755	2,409
月3回	1,495	2,633	3,614
月4回	1,994	3,510	4,818
月5回	2,492	4,387	6,023

◆訪問リハビリ ご利用料金目安

(1割負担の場合)

単位：円

	予 防 訪 問 リ ハ ビ リ		
	20分	40分	60分
月1回	314	628	471
月2回	628	1,256	942
月3回	942	1,883	1,413
月4回	1,256	2,511	1,883
月5回	1,570	3,139	2,354

◆加 算

(1割負担の場合)

初回加算(Ⅰ)	387 円
初回加算(Ⅱ)	332 円
退院時共同指導加算	663 円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	635 円
特別管理加算Ⅰ	553 円
特別管理加算Ⅱ	277 円

介護保険の利用者負担額について

総単位数に地域単価（三鷹市 3級地）を掛けた額が総費用額となります。

法定代理受理の場合は上記金額の1割、2割又は3割。

（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による）

★訪問看護は主治医の指示のもとに行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6ヵ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。

★急性増悪等で、頻回な訪問看護を行う必要がある場合は、医師の指示により特別訪問看護指示書（医療保険）に切り替わる

訪問看護料金表（医療保険）

スターク訪問看護ステーション三鷹

医 療 保 険			料 金 (10割/円)	利用者負担額（円）			
				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
基 本 項 目	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで（看護師・リハビリ）	5,550	555	1,110	1,665	
		週3日目まで(准看護師)	5,050	505	1,010	1,515	
		週4日目以降（看護師）	6,550	655	1,310	1,965	
		週4日目以降（准看護師）	6,050	605	1,210	1,815	
		週4日目以降（リハビリ）	5,550	555	1,110	1,665	
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者2人／1日につき)	週3日目まで（看護師・リハビリ）	5,550	555	1,110	1,665	
		週3日目まで(准看護師)	5,050	505	1,010	1,515	
		週4日目以降（看護師）	6,550	655	1,310	1,965	
		週4日目以降（准看護師）	6,050	605	1,210	1,815	
		週4日目以降（リハビリ）	5,550	555	1,110	1,665	
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者3人以上9人以下／1日につき)	週3日目まで	2,780	278	556	834	
		週3日目まで(准看護師)	2,530	253	506	759	
		週4日目以降（看護師）	3,280	328	656	984	
		週4日目以降（准看護師）	3,030	303	606	909	
		週4日目以降（リハビリ）	2,780	278	556	834	
	訪問看護療養費Ⅰ・Ⅱ（同行訪問）		専門の研修を受けた看護師	12,850	1,285	2,570	3,855
	訪問看護療養費Ⅲ		外泊中の訪問看護	8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,710	771	1,542	2,313		
	2日目以降（1日につき） （単一建物居住者20人未満）	3,010	301	602	903		
訪問看護物価対応料1（1日につき）	月の初日の訪問	60	6	12	18		
	2日目以降	20	2	4	6		

加 算 項 目	24時間対応体制加算(月1回)		6,520	652	1,304	1,956
	夜間・早朝訪問看護加算 夜間(18-22時)・早朝(6-8時) (1日につき)	同一建物内1人又は2人	2,100	210	420	630
		同一建物内3人以上9人以下 (15日目まで)	2,100	210	420	630
		同一建物内3人以上9人以下 (16日目以降)	1,900	190	380	570
	深夜訪問看護加算(22-翌6時) (1日につき)	同一建物内1人又は2人	4,200	420	840	1,260
		同一建物内3人以上9人以下 (15日目まで)	4,200	420	840	1,260
		同一建物内3人以上9人以下 (16日目以降)	4,000	400	800	1,200
	特別管理加算(月1回)	I	5,000	500	1,000	1,500
		II	2,500	250	500	750
	難病等複数回訪問加算 1日2回の場合	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内3人以上9人以下	4,000	400	800	1,200
	難病等複数回訪問加算 1日3回以上の場合	同一建物内1人又は2人	8,000	800	1,600	2,400
		同一建物内3人以上9人以下 (20日目まで)	7,200	720	1,440	2,160
		同一建物内3人以上9人以下 (21日目以降)	6,900	690	1,380	2,070
	複数名訪問看護加算 (同一建物内1人又は2人)	看護師等(週1日)	4,500	450	900	1,350
		准看護師(週1日)	3,800	380	760	1,140
		その他職員(週3日)	3,000	300	600	900
		※厚生労働大臣が定めるもの				
		その他職員(週3日)	6,000	600	1,200	1,800
		※厚生労働大臣が定めるもの				
		1日2回	6,000	600	1,200	1,800
		1日3回	10,000	1,000	2,000	3,000

加 算 項 目	複数名訪問看護加算 (同一建物内3人以上9人以下)	看護師等(週1日)	4,000	400	800	1,200
		准看護師(週1日)	3,400	340	680	1,020
		その他職員(週3日) ※厚生労働大臣が定めるもの	2,700	270	540	810
		その他職員(週3日) ※厚生労働大臣が定めるもの	5,400	540	1,080	1,620
		1日2回	9,000	900	1,800	2,700
	専門管理加算(月1回)	専門の研修を受けた看護師	2,500	250	500	750
		特定行為研修を修了した看護師	2,500	250	500	750
	緊急訪問看護加算(1日につき)	月14日目まで	2,650	265	530	795
		月15日目以降	2,000	200	400	600
	長時間訪問看護加算(週1日) ※厚生労働省が定めるもの(週3日)		5,200	520	1,040	1,560
	退院時共同指導加算(退院又は退所1回) ※厚生労働大臣が定めるもの(2回)		8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算(退院又は退所1回) ※厚生労働大臣が定めるもの(2回)		2,000	200	400	600
	退院時支援指導加算(1回)		6,000	600	1,200	1,800
		長時間の療養指導の場合	8,400	840	1,680	2,520
	在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)		2,000	200	400	600
	乳幼児加算(1日につき) ※6歳未満	厚生労働大臣が定めるもの	1,800	180	360	540
			1,400	140	280	420
	看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500	250	500	750
	訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50	5	10	15
	訪問看護医療情報連携加算(月1回)		1,000	100	200	300
	訪問看護遠隔診療補助料(月1回)		2,650	265	530	795
	訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500	150	300	450
	訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500
	ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)		1,830	183	366	549

2026年6月1日改定

* 合計金額に10円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。

* 健康保険・後期高齢者医療等に基づき1割～3割の自己負担金を徴収させていただきます。

* 各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

◆その他自費(税込) ※状況に応じてかかる別途利用料になります。

延長料金(30分毎)	3,500円
休日加算(土日祝、12/29～1/3) ※緊急時	3,000円
交通費(22時～6時)	2,000円
エンゼルケア(材料費含む)	20,000円
キャンセル料	4,500円
衛生材料等	実費
駐車料金	実費

精神科訪問看護料金表（医療保険）

スターク訪問看護ステーション三鷹

医療保険				料金 (10割/円)	利用者自己負担額（円）		
					1割負担	2割負担	3割負担
基本 項目	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師 作業療法士 の場合	週3日まで、30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2人／1日につき)		週3日まで、30分未満	4,250	425	850	1,275
			週4日以降、30分以上	6,550	655	1,310	1,965
			週4日以降、30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	准看護師 の場合	週3日まで、30分以上	5,050	505	1,010	1,515
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2人／1日につき)		週3日まで、30分未満	3,870	387	774	1,161
			週4日以降、30分以上	6,050	605	1,210	1,815
			週4日以降、30分未満	4,720	472	944	1,416
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に3人以上9人以下／1日につき)	看護師 作業療法士 の場合	週3日まで、30分以上	2,780	278	556	834
			週3日まで、30分未満	2,130	213	426	639
			週4日以降、30分以上	3,280	328	656	984
			週4日以降、30分未満	2,550	255	510	765
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に3人以上9人以下／1日につき)	准看護師 の場合	週3日まで、30分以上	2,530	253	506	759
			週3日まで、30分未満	1,940	194	388	582
			週4日以降、30分以上	3,030	303	606	909
			週4日以降、30分未満	2,360	236	472	708
	精神科訪問看護基本療養費Ⅳ			入院中1回の外泊時	8,500	850	1,700
訪問看護管理療養費			月の初日の訪問	7,710	771	1,542	2,313
			2日目以降（1日につき） （単一建物居住者20人未満）	3,010	301	602	903
訪問看護物価対応料1（1日につき）			月の初日の訪問	60	6	12	18
			2日目以降	20	2	4	6

加算 項目	24時間対応体制加算（月1回）			6,520	652	1,304	1,956
	夜間・早朝訪問看護加算 夜間(18-22時)・早朝(6-8時) (1日につき)	1人又は2人		2,100	210	420	630
		3人以上9人以下 (15日目まで)		2,100	210	420	630
		3人以上9人以下 (16日目以降)		1,900	190	380	570
	深夜訪問看護加算(22-翌6時) (1日につき)	1人又は2人		4,200	420	840	1,260
		3人以上9人以下 (15日目まで)		4,200	420	840	1,260
		3人以上9人以下 (16日目以降)		4,000	400	800	1,200
	特別管理加算（月1回）	I		5,000	500	1,000	1,500
		II		2,500	250	500	750
	精神科緊急訪問看護加算（1日につき）	月14日目まで		2,650	265	530	795
		月15日目以降		2,000	200	400	600
	長時間精神科訪問看護加算(週1日まで) ※厚生労働大臣が定めるもの（週3回）			5,200	520	1,040	1,560
	複数名精神科訪問看護加算 同一建物1人又は2人	1日1回	看護師又は作業療法士	4,500	450	900	1,350
		1日2回	看護師又は作業療法士	9,000	900	1,800	2,700
		1日3回以上	看護師又は作業療法士	14,500	1,450	2,900	4,350
		1日1回	准看護師と同時	3,800	380	760	1,140
		1日2回	准看護師と同時	7,600	760	1,520	2,280
		1日3回以上	准看護師と同時	12,400	1,240	2,480	3,720
	複数名精神科訪問看護加算 同一建物3人以上9人以下	1日1回	看護師又は作業療法士	4,000	400	800	1,200
		1日2回	看護師又は作業療法士	8,100	810	1,620	2,430
		1日3回以上	看護師又は作業療法士	13,000	1,300	2,600	3,900
		1日1回	准看護師と同時	3,400	340	680	1,020
		1日2回	准看護師と同時	6,800	680	1,360	2,040
		1日3回以上	准看護師と同時	11,200	1,120	2,240	3,360

加 算 項 目	複数名精神科訪問看護加算（１日１回）	１人又は２人	看護補助者又は精神福祉士	3,000	300	600	900
		３人以上 ９人以下	看護補助者又は精神福祉士	2,700	270	540	810
	精神科複数回訪問加算（１日につき）	１日２回	１人又は２人	4,500	450	900	1,350
			３人以上９人以下	4,000	400	800	1,200
		１日３回以上	１人又は２人	8,000	800	1,600	2,400
			３人以上９人以下 （20日目まで）	7,200	720	1,440	2,160
			３人以上９人以下 （21日目以降）	6,900	690	1,380	2,070
	退院時共同指導加算（退院又は退所1回）※厚生労働大臣が定めるもの（２回）			8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算（退院又は退所1回）※厚生労働大臣が定めるもの（２回）			2,000	200	400	600
	退院支援指導加算			6,000	600	1,200	1,800
		長時間の療養指導の場合		8,400	840	1,680	2,520
	在宅患者連携指導加算（月１回）			3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月２回まで）			2,000	200	400	600
	看護・介護職員連携強化加算（月１回）			2,500	250	500	750
	訪問看護医療DX情報活用加算（月１回）			50	5	10	15
	訪問看護医療情報連携加算（月１回）			1,000	100	200	300
	訪問看護遠隔診療補助料（月１回）			2,650	265	530	795
	情報提供療養費１・２・３			1,500	150	300	450
	訪問看護ターミナルケア療養費 1			25,000	2,500	5,000	7,500
	ベースアップ評価料Ⅰ（月１回）			1,830	183	366	549

2026年6月1日改定

- * 合計金額に10円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。
- * 健康保険・後期高齢者医療等に基づき1割～3割の自己負担金を徴収させていただきます。
- * 各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

◆その他自費（税込）※状況に応じてかかる別途利用料になります。

延長料金（30分毎）	3,500円
休日加算（土日祝、12/29～1/3）※緊急時	3,000円
交通費（22時～6時）	2,000円
エンゼルケア（材料費含む）	20,000円
キャンセル料	4,500円
衛生材料等	実費
駐車料金	実費